

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 下 平 隆 殿

申請者 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名 印  
(貸渡し先 (リースの場合) )

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進環境対応トラック・バス導入加速事業）により取得する補助対象車両に係る財産処分（抵当権の設定）について

標記について、平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（先進環境対応トラック・バス導入加速事業）交付規程第5条第2項及び第8条十三号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発表第080515002号大臣官房会計課長通知）第2の1に準じて、様式第1の3（その2）のとおり処分について承認を求めます。

## 1 処分の種類 抵当権の設定

## 2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所		
車 種			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注)	経過年数 (B)	残存年数 (A - B)
平成  29年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分（抵当権の設定）予定年月日
<p>※該当するものに○を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助財産を取得する資金確保のため。</li> <li>・補助事業者の事業の資金繰りのため（当該抵当権を認めなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの）。</li> </ul>					

(注) 処分制限期間 (A) は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める期間とすること。